

試験設備利用サービス約款

第1条 (総則)

本試験設備利用サービス約款(以下利用約款という)は、お客様とオリックス・レンテック株式会社(以下当社という)の間で、当社がお客様からの申し込みにより、お客様に対し試験設備を当社所定の試験センター内で貸し出し、お客様がこれをお客様が行う試験に利用する目的で借り受ける賃貸借契約(以下個別利用契約という)について適用されます。なお、個別利用契約には、利用約款の各条項に定める他、別途当社がお客様に提示する試験センター利用規約(以下利用規約という)が適用されます。

第2条 (定義)

利用約款において、以下の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとします。

- ① 「試験センター」とは、試験対象物の環境試験、信頼性試験等の各種試験および試験設備の貸し出しサービスを行う当社の試験センターをいいます。
- ② 「試験設備」とは、試験センター内の試験装置、検査装置、試験システム等の各種試験設備をいいます。
- ③ 「試験対象物」とは、お客様が行う試験に供される物質、物品であって、お客様、当社が個別利用契約で定める試料をいいます。
- ④ 「試験」とは、試験センターで試験対象物に対して行うことのできる環境試験、信頼性試験等の各種試験をいいます。
- ⑤ 「料金表」とは、当社所定の試験センター利用料金表をいいます。

第3条 (試験設備の賃貸借契約の成立)

個別利用契約の締結手続きは、以下のとおりとします。

- ① お客様は、試験設備の利用を希望する場合は、試験対象物、試験の内容、利用期間等の必要事項が記載された当社所定の「利用申込書」を当社に交付します。
- ② 当社は、前号のお客様の申し込みにつき審査を行い、当社の審査条件に適合したときは、利用料金等の個別利用契約の条件が記載された「見積書」(以下見積書という)をお客様に交付します。
- ③ お客様は、前号の見積書記載の条件を承諾し、これにかかる個別利用契約の締結を当社に申し込む場合は、当社所定の「注文書」を当社に交付します。
- ④ 当社は、前号の注文書記載の条件を承諾する場合は、「注文請書」をお客様に交付します。

- 2 前項第②号の見積書記載の試験業務にかかる個別利用契約は、当社が前項第④号に基づきお客様に対し「請書」を交付したときに成立するものとします。

第4条 (利用目的)

お客様は、当社から借り受けた試験設備を、試験対象物の試験を行うためのみに利用するものとし、それ以外の目的で利用しないものとします。

第5条 (利用期間)

試験設備の利用期間(以下利用期間という)については、個別利用契約で合意した期間とします。利用期間を延長するときは、当該試験設備につき、他のお客様の利用予定が無いことを条件に、お客様と当社との間で都度協議して定めるものとします。

第6条 (キャンセル料)

個別利用契約が成立した後、試験設備を利用する前にお客様の都合により個別利用契約を解約する場合は、その理由のいかんにかかわらず、お客様は、当社に対し料金表または見積書に定めるキャンセル料を当社の請求に従い、当社の指定する期日までに支払うものとします。

2 お客様が試験設備の利用開始後、利用期間を短縮する場合も、当該試験設備にかかる個別利用契約について中途解約したものとし、お客様は、前項に準じ、当社に対し料金表または見積書に定めるキャンセル料を支払うものとします。

第7条 (利用料金および支払条件)

試験設備の利用料金(賃借料)は料金表または見積書に定める金額とし、個別利用契約で定めるものとします。

2 前項の利用料金の支払条件については、個別利用契約またはその他の書面の合意により定めるものとし、お客様は当社の発行する請求書にしたがい利用料金を当社に支払います。

第8条 (設備の引渡し、返還)

当社は、当社所定の試験センターにおいて、個別利用契約にて定められた日時に試験設備をお客様に引渡しします。

2 お客様が前項により試験設備の引渡しを受けたときは、直ちに試験設備の瑕疵につき検査するものとし、その結果を当社に通知するものとします。

3 お客様が試験設備の引渡しを受けてから4時間以内に当社に対して試験設備の性能に欠陥がある旨の通知をなさなかった場合は、試験設備は正常な性能を備えた状態でお客様に引き渡されたものとします。

第9条 (担保責任)

当社はお客様に対して引渡し時において試験設備が正常な性能を備えていることのみ担保し、試験設備のお客様の使用目的への適合性については担保しません。

2 当社は、試験設備に隠れた瑕疵があり、これによりお客様の試験が不能となったときは、お客様、当社は、当該試験設備にかかる個別利用契約につき協議するものとします。なお、かかる協議が3日以内に整わなかった場合、当社は、お客様に対して書面で通知することにより、個別利用契約を解除できるものとします。

3 前項の瑕疵が当社の責に起因する場合において、前項により個別利用契約が解除されたときは、当社は、利用料金を限度としてお客様に生じた損害をお客様に賠償します。

4 当社は、前項以外には、お客様の試験設備の利用に対し、お客様に生じた損害について何らの賠償をしないものとします。

第10条 (設備の使用方法)

お客様は、当社から引渡しを受けた場所で試験設備を使用するものとし、試験設備を引渡し場所以外に移動するときは、事前に当社の書面による承諾を得るものとします。

2 お客様は、当社から借り受けた試験設備を利用するにあたり、当社の指定する使用時間その他当社所定のマニュアル、使用方法を遵守し、善良なる管理者の注意をもってこれを使用するものとします。

3 お客様は、試験設備を分解または改造し、性能、機能、品質等を変更させる等して試験設備に変更を加えてはならないものとします。

4 お客様は、試験設備を他に譲渡したり、第三者に使用させたりその他当社の所有権を侵害する行為は一切行わないものとします。

第11条 (試験結果の非保証)

試験設備を使用してお客様が得た試験の結果については、当社は一切責任を負わないものとします。

また、試験業務を行ったことに起因して、試験対象物に、変質、滅失、毀損等が生じた場合であっても、当社はなんらその責を負いません。

第12条 (当社の立会い)

当社は、お客様の依頼により、お客様の試験設備の利用およびその試験に、当社の従業員を立会いさせることができるものとします。なお、当社が必要と判断した場合は、当社は、お客様の依頼がなくても当社の従業員を立会わせることができるものとします。

第13条 (試験設備の滅失・毀損)

お客様に試験設備を引き渡した後、当社に返還されるまでに生じた試験設備の滅失(修理不能、所有権の侵害を含む、以下同じ)、毀損(所有権の制限を含む、以下同じ)についてのすべての危険は、お客様が負担するものとします。ただし、通常の損耗、減耗の範囲はこの限りではありません。

2 お客様は、利用期間中に試験設備が毀損した場合、直ちに当社に通知するものとし、当社の指示に従い修理可能な場合はお客様の負担と責任により修理を行い、試験設備が滅失した場合は、お客様の負担と責任により同種、同性能の設備と取り替え、またはこれら当社の損害の賠償の任に応じるものとします。

第14条 (保険)

当社は、試験設備に動産総合保険を付保するものとします。

2 お客様の試験中試験設備に保険事故が発生した場合、お客様は当社に対し直ちにその旨を通知するものとし、当社の保険金受領の手続きについて当社の指示に従うものとします。

3 前項により当社が保険金を受領できた場合は、お客様が当社に対し前条で負う金銭賠償責任は、当社が実際に受領した保険金額の範囲で免除されます。

第15条 (試験設備利用の中止等)

天災地変、戦争、内乱、法令の制定または改廃、電力会社による電力供給停止その他の当社の責に帰すことのできない事由により試験設備の貸し出し遅延または利用不能となった場合は、当社はなんら責任を負うことなくお客様に対し通知のうえ、個別利用契約の一部または全部を変更または解除することができるものとします。なお、これにより利用期間の途中で当社が個別利用契約を解除した場合であっても、当社は、当該解除日までの利用期間にかかる利用料金については、お客様に対し請求できるものとし、お客様は、第7条に定める支払い条件により当社にこれを支払うものとします。

第16条 (お客様の義務)

お客様は、試験対象物の性質、大きさ、重量、保管および取り扱いに関する安全衛生上の注意事項等について、予め当社に対し、これらの情報を提供するものとします。当社は、これにより当社所定の基準を逸脱すると判断するときは、当社は、何ら負担を負うことなく、その持ち込みの拒否、個別利用契約の解除をお客様に対し申し出ることができるものとします。

2 お客様が前項の義務を怠ったことにより、当社または第三者に損害が生じた場合は、その責任をお客様が負うものとします。なお、お客様が試験対象物に対し振動、熱等の負荷をかける等の試験を行ったことに起因して、何らかの事故が発生し、当社または第三者に損害が生じた場合も同様とします。

3 お客様が試験センターに立ち入るとき、試験センターで試験を行うときは、都度当社の指示に従い、利用規約の他、セキュリティ規定、構内管理規定等の当社所定の諸規則を遵守するものとします。

第17条 (諸費用等の負担)

お客様が個別利用契約に基づき試験を行ううえで試験設備の運転にかかる電気料金等その他の諸費用については、利用料金とは別にお客様が負担するものとし、お客様は、当社の請求に従いこれを当社に支払います。

第18条 (試験設備の返還)

お客様は、試験設備を利用して試験対象物の試験を終了したときは、ただちに原状に復し、当社の指示に従い試験設備を当社に返還するものとします。

2 試験設備に蓄積されたデータ(電子情報の他あらゆるお客様の記録を含む、以下同じ)がある場合には、お客様は、そのデータを消去して返還するものとします。返還された試験設備にお客様のデータが残存する場合、残存するデータの漏洩等に起因してお客様その他第三者に生じた損害に対して当社は一切責任を負いません。

第19条 (守秘義務)

お客様、当社は、相手方の書面による承諾無くして、個別利用契約に関連して知り得た相手方固有の技術上、営業上その他業務の秘密に関し、第5条の利用期間中はもとより、その終了後も第三者に対し開示または漏洩してはならないものとします。なお、お客様および当社は、機密情報を相手方に開示する場合には、機密である旨の表示を行うものとします。

2 前項の規定は、次の各号に該当する場合は適用されないとします。

- ① 開示の時点で既に公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責めにやらずして公知となったもの。
- ② 開示の時点で既に相手方が保有しているもの。
- ③ 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
- ④ 相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの。

第20条 (契約の解除)

お客様が次の各号の一つに該当したときは、当社は、催告をしないで通知のみに限り、個別利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。この場合、お客様は期限内の利益を喪失し、利用約款および個別利用契約に基づく一切の金銭債務全額を支払い、当社になお損害があるときはこれを賠償するものとします。

- ① 対価その他の金銭債務の支払を一回でも遅滞し、または利用規約、利用約款および個別利用契約の各条項のいずれかにでも違反したとき。
- ② 支払を停止し、または手形、小切手の不渡り報告があったとき。
- ③ 保金処分、強制執行、滞納処分を受け、または破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き、その他これらに類する手続きの申し立てがあったとき。
- ④ 差押、仮差押、仮処分、その他類似的強制執行の申し立てがあったとき。
- ⑤ 監督官庁より営業停止、営業取消の処分を受けたとき。
- ⑥ 事業の休業または解散し、もしくは、事業の継続が困難であると客観的事実に基づき判断されるとき。

第21条 (禁止事項)

お客様は、当社の承諾なくして、利用約款および個別利用契約に基づく権利および義務の一部または全部を第三者に譲渡することはできません。

第22条 (消費税額、地方消費税額)

お客様は第7条による利用料金、第17条による電気料金等その他の諸費用については、税法所定の消費税額、地方消費税額を付加して当社に支払うものとします。

第23条 (支払遅延損害金)

お客様が個別利用契約に基づく債務の履行を遅延した場合は、当社に対して、支払期日の翌日より完済の日まで年率14.6%の割合(1年を365日とする日割計算)による遅延損害金を支払います。

第24条 (裁判管轄の合意)

この契約に関する一切の紛争は、訴額のいかんにかかわらず、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに、お客様、当社は合意します。

第25条 (反社会的勢力の排除)

お客様は、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下これらを暴力団員等という)
 - ② 暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係者その他社会的に非難されるべき関係にある者
 - ③ 自己もしくは第三者の不正利益目的または第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者
 - ④ 暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者
- 2 お客様は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- ① 暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ② 脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - ③ その他前各号に準ずる行為
- 3 お客様が前2項に違反したときは、第20条第1項第①号に該当するものとし、当社は、催告のみならず通知も行わず本契約の全部または一部を直ちに解除することができる。これによりお客様に損害が生じた場合にも、当社はなんらの責任も負担しません。

第26条 (その他)

個別利用契約に定めのない事項および解釈に疑義のある事項については、その都度お客様および当社は、誠意をもって協議の上、解決するものとします。

第27条 (特約条項)

お客様、当社は、個別利用契約について、当社の見積書、当社の注文請書による合意または別途書面において特約を定めた場合は、その特約は個別利用契約と一体となり、個別利用契約を補充および修正することを承認します。

第28条 (利用約款の変更)

当社は、ホームページに受託約款を掲載することにより、必要に応じて随時その内容を変更することができるものとします。

2 前項により利用約款が変更された後にお客様が当社に試験設備の利用申込書を交付したときは、お客様は利用約款の変更を承認したものとみなされます。

第29条 (付則)

利用約款は、2015年1月15日以降に締結される個別利用契約について適用されます。

以上